

《 事業者免税点制度の適用要件改正 》

従来、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の場合、納税義務は免除されていましたが、今回の改正により、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合には、課税事業者となります。なお、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額により判定することもできます。

基準期間：前々事業年度（個人事業者の場合  
は前々年度）

特定期間：前事業年度開始日から6ヶ月間  
（個人事業者の場合はその年の  
前年の1月1日から6月30日まで  
の期間）

この改正の適用開始日は、平成25年1月1日以後に開始する事業年度から適用されるため届出書の提出期限には注意しましょう。